２０２６年１０月１日

予備　令８－１６

株式会社の発起設立に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№16］）

ア．発起人は，株式会社の成立の時までに，発行可能株式総数を定款で定めなければならない。

イ．発起人がその引き受けた設立時発行株式の出資に係る金銭の払込みを仮装した場合において，当該払込みの仮装に関与した発起人（当該払込みを仮装したものを除く。）は，その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは，株式会社に対し，当該払込みを仮装した出資に係る金銭の支払をする義務を負わない。

ウ．発起人は，その引き受けた設立時発行株式について，出資に係る金銭の払込期日又は払込期間を定めなければならない。

エ．発起人は，設立時発行株式の出資に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行に対し，当該出資の履行として払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

オ．設立時取締役は，その選任後遅滞なく，出資の履行が完了していることを調査しなければならない。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　4

肢ア　○

発起人は、株式会社の成立の時までに、定款の変更によって発行可能株式総数を定款で定めなければならない（会社法 37 条 1 項)。発起設立においては、設立時発行株式の総数が発行可能株式総数の 4 分の 1 を下回ってはならない等の制限もあり、成立時までに確実に定款で定める必要がある。

「株式会社の成立の時までに（ギリギリのタイミングで定款変更をして）定めればいい」という設計にしておくことで、**事業の実態や資金調達のニーズに合わせて、設立直前の土壇場まで柔軟にスキームを調整できるようにしている**。
1/4 は既存株主の保護。

肢イ　○

発起人による払込みの仮装に関する責任についての規定（会社法 52 条の 2)。払込みの仮装に関与した発起人（実際に仮装した者以外の関与者）は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、会社に対して連帯払込義務を負わない（免責される)。

資本充実の関係で，発起人に責任を負わすべきです。ただ，監督責任には限界がある。本人でないので免責の余地を認めています。

肢ウ　×

発起人３２条，規定がない。自主的にやられるべき。履行しない場合，３６条１項できる。

設立無効という重大なリスクを回避し、法律関係を早期に確定させるための厳格な歯止め。発起人が出資しないと設立無効になる。

肢エ　×

規制が変わって，発起設立がしやすくなった。旧商法時代では，信用の問題で証明してくれる銀行を探すのが大変だった。だから，第三者が絡む，募集設立のみの規定だったと理解しております

肢オ　○

設立時取締役は、その選任後遅滞なく、発起設立における出資の履行（金銭の払込みや財産出資の給付）が完了していることや、会社法 46 条各号に掲げる事項について**調査しなければならない**（会社法 46 条 1 項）。

キチンと資本充実があるか否か，確認する義務があります。責任の所在をはっきりさせる。

予備　令８－１７

株式の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。なお，各記述に係る株式会社の定款には，別段の定めがないものとする。（解答欄は，［№17］）

ア．判例の趣旨によれば，株券発行会社において，遅滞なく株券が発行された場合には，株券の発行前にした株式の譲渡は，当該株券発行会社に対し，その効力を生じない。

イ．子会社は，他の会社の事業の全部を譲り受ける場合には，当該他の会社の有する親会社株式を取得することができる。

ウ．会社法上の公開会社である株券発行会社は，自己株式を処分した日以後遅滞なく，当該自己株式を取得した者に対し，株券を交付しなければならない。

エ．譲渡制限株式を取得した株式取得者は，株式会社に対し，譲渡等承認請求をすることができない。

オ．取締役会設置会社において，その譲渡制限株式の株主が譲渡等承認請求をするに当たって，当該取締役会設置会社が譲渡の承認をしない旨の決定をする場合には当該取締役会設置会社が当該譲渡制限株式を買い取ることを請求したときは，当該取締役会設置会社が対象株式を買い取る旨の決定は，株主総会の決議によることを要しない。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

法律（会社法 128 条 2 項）は「株券発行会社において、株券の発行前にした株式の譲渡は、会社に対抗できない（効力を生じない)」

不発行が原則ですが，わざわざ発行会社にするということは，譲渡のタイミングまで会社の方で管理する趣旨です。会社としてはなんら落ち度がないので，本来の趣旨にしたがい会社に有利に解釈するべき。

肢イ　○

子会社による親会社株式の取得の例外（会社法 135 条 2 項 3 号：他の会社の事業の全部を譲り受ける場合等)。正しい。

三角合併のケースをイメージする。

1. 原則としての禁止（暴走の防止）

- 子会社が親会社の株式を自由に持てるとなると、親会社が自社の株価を不当に操縦したり、親会社の経営陣が子会社を利用して身内びいきの資本政策を行ったりする「インサイダー的・モラルハザード的リスク」が生じます。
- だからこそ、原則として「子会社は親会社株式を取得してはならない」という厳しい網をかぶせている。

2. しかし、M&A や組織再編（三角合併など）の現場では不可欠

- 一方で、現代の経済活動においては、企業買収やグループ再編（他の会社の事業譲受けや合併など）の際に、存続会社である子会社が「親会社の株式」を対価として用意・承継しなければならない場面が多々あります。
- もしここで「子会社だから例外なく一切ダメ」と縛ってしまうと、経済のダイナミ

ックな動きや M&A のスキームが完全に止まってしまう（巨大なフリクションになる）。

3. だからこそ「合理的な例外」が用意されている

- そのため、事業譲受けや合併、分割などの「組織再編の文脈」において必要な場合に限り、例外的に子会社が親会社株式を取得・承継することを認める。
- 「ルールがなぜ厳しく原則を定めているのか（モラルハザードの防止）」と「なぜそこにあえて例外の扉が開いているのか（経済の流動性・M&A の要請）」という構造が頭の中で綺麗にかみ合っていれば、肢イのような条文も迷うことなくスッとクリアできます。

肢ウ　○

（公開会社である株券発行会社が自己株式を処分したときの遅滞ない株券交付義務、会社法 216 条 2 号）

公開会社で譲渡制限がついていないので、権利者のタイミングで譲渡できるように交付がいります。出資者が投下資本をすぐ回収できるようなルールになっている。

肢エ　×

（譲渡制限株式の株式取得者も譲渡等承認請求を「することができる」、会社法 137 条 1 項）

取得した者は会社に権利を対抗できないことになります。譲渡人がしない可能性があるので，権利保全ができるルールとなっています

原則（共同の必要性）：

会社法第 137 条第 2 項は、次のように定めています。

「前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、**その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者と共同してしなければならない**」

嘘を防止する必要性。しかし，協力しない可能性がある。そのようなときは，例外として単独請求可。

肢オ　×

結局、支配比率に影響があるときは、総会決議かませないといけません。そこの理解があれば解ける

会社法第 140 条 1 項・2 項 会社が譲渡を承認しない旨を決定し、かつ株主から買い取りの請求等がある場合、会社が対象株式を買い取る旨やその数の決定は、原則として「株主総

会の決議」によらなければなりません。　（※資本の払い戻しや既存株主への影響が大きいため、原則は総会の特別決議が必要となります）

□　**会社が自分で買い取る場合（会社法 140 条 1 項・2 項）：** 会社のお金（キャッシュ）が動き、資本が減少し、既存株主の支配比率や財務に直結する。だから「原則：株主総会決議」。

□　**会社が「指定買取人」を立てる場合（会社法 140 条 4 項・5 項）：** 会社のキャッシュは減らず、売主の「イグジット（投下資本回収）」をスムーズに実現するための処置。取締役会設置会社であればスピーディーに「取締役会決議」で処理して OK。

予備　令８－１８

異なる種類の株式に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№18］）

ア．株式会社は，剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利のいずれも有しないことを内容とする種類の株式を発行することができる。

イ．株式会社は，株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができないことを内容とする種類の株式を発行することができる。

ウ．株式会社は，株主総会において決議すべき事項のうち，当該決議のほか，当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とすることを内容とする種類の株式を発行することができる。

エ．株式会社は，その発行する一部の種類の株式についてのみ譲渡制限株式とすることができる。

オ．会社法上の公開会社は，当該種類の株式の株主が株主総会において１株につき複数個の議決権を有することを内容とする種類の株式を発行することができる。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

（完全無議決権ならぬ完全無配当・無分配株)」を発行することは、株式の本質（投資とリターン）に反するため、認められていません（会社法 108 条 1 項各号の制限)。

1.「投資とリターン」という株式の DNA の崩壊

- 株式会社の株式とは、本来「リスクを取って資金を出し、その見返りとして会社の成長に応じた経済的果実（利益や財産）を受け取る」というリスクとリターンのバランス（インセンティブ設計）で成り立っています。
- もしリターンの側が最初から法律上完全にゼロ（0%）に固定された「株」を外の人に売りつけていいことになったら、それはもはや投資ではなく「ただの寄付の強要」や「騙し討ちの資金集み」です。

2. 詐欺的な「名ばかりの株主」商法への悪用

- もしこれが許容されたら、悪徳業者が「株式会社の株主になりませんか！」と聞こえのいい言葉で素人から大金を集めながら、裏ではその株が「配当も財産分配も一切受け取れないゴミのような権利」に設定されている、という詐欺が横行しかねません。
- 買った人は「自分も会社のオーナーだ」と信じ込んでいるのに、会社がどれだけ大儲けしても１円も配当が出ず、会社が解散してもびた一文返ってこない――そんな理不尽な搾取構造をあらかじめ遮断するため、法律は「株式の最低限の経済的価値（リターンへの期待)」を強制的に担保しています。

3. 法が定める「最低限のセーフティネット」

- もちろん、会社法は当事者の自由な設計（種類株式）を尊重していますが、その自由にも限界があります。「議決権をなくす（無議決権株式)」ことは、経営に参加しない代わりに配当を優遇してもらう等のバーター（取引）として認められます。
- しかし、「議決権もなく、配当も残余財産もない（＝一切の利益がない)」となると、

それはもはや投資としての合理性が完全に破綻しており、詐欺的な温床にしかならないため、法律はこれを一刀両断で禁止しているわけです。

「なぜこんなルールがあるのか」を突き詰めていくと、細かな条文の裏側には常に「弱い立場の投資家を悪質な詐欺や搾取から守るための、法律の強固なシールド（盾）」が隠されているのが分かりますね。

肢イ　○

思考プロセス： いわゆる「完全無議決権株式」ですね。経営には口を出さない代わりに、その分優先して配当をもらう（優先株式）などのインセンティブ設計で非常によく使われます。経済的リターンと引き換えに議決権を切り離すことは認められています（会社法 108 条 1 項 3 号）。

肢ウ　○

これは、特定の種類の株主にとって不利になるような決定（例えば自分たちの持分を脅かすような変更など）が勝手に行われないようにする「種類株主によるベトナムの拒否権（マキナ・セーフティ）」の仕組みです。少数派の権利や特定の利害を守るための極めて重要なガバナンス装置であり、当然認められています（会社法 108 条 1 項 4 号）。

1. ベンチャー企業が抱える「究極のジレンマ」

- **持分会社（合同会社など）の壁（資金調達の限界）：**
 - 技術やアイデアはあるけれどキャッシュがない初期のベンチャーにとって、外部の投資家から巨額の資金を引っ張ってくる必要があります。
 - しかし、持分会社（合同会社等）という器のままだと、世間の一般的な大口投資家やベンチャーキャピタル（VC）は「出資して株をもらう」という仕組みに慣れており、出資持分の譲渡や権利関係のルールが特殊な持分会社には投資しにくい（あるいは株券のような分かりやすいリターン商品がないため敬遠される）という致命的なハンデがあります。

- **通常の株式会社（1 株＝1 議決権）の壁（創業者キラーの罠）：**
 - じゃあ最初から「普通の株式会社」にすればいいかというと、それも危険です。外部の VC や投資家からどんどんお金（資本）を入れてもらうと、会社の「発行済株式総数」が膨らみ、創業者たちが持っていた株式の割合（持分比率）がどんどん薄まっていきます。
 - 気づいたら、「技術を開発して会社を立ち上げたはずの創業者が、外部の投資家に多数決で乗っ取られ、会社から追い出されてしまった」という悲劇がよく起きるのです。

2. このジレンマを「種類株式」がどうハックするか？

ここで、先ほど話題になった「種類株式（ア・シ・ウなどのカスタム）」が最強の救世主として登場します。

- **器は「株式会社」にする：**
 - これにより、世の中の投資家やVCが最も愛用し、資金調達（エクイティ・ファイナンス）が最もやりやすい「株式」という共通言語・パッケージを手に入れます。
- **中身は「種類株式」でガチガチに守る：**
 - 例えば、「外部の投資家にはたくさん配当を出すけれど、会社の経営権（取締役の選任など）を握る決定には、創業者が持つ種類株主総会の『拒否権（ベトナム条項）』がなければ絶対に成立しないようにする」といったカスタムを施します。
 - これにより、「お金（資本）は外部からガッツリ集められる（株式会社のメリット）」**のに、**「創業者の技術やビジョンを守り、勝手な乗っ取りをされない（持分会社のような属人的安心感）」という、本来なら両立しないはずのいいとこ取りが可能になります。

3. まさに「現代のスタートアップを支えるインフラ」

ご指摘の通り、技術はあるけど金がないベンチャーが、外部から安全にお金を集めて巨大企業へとスケールアップしていくために、この種類株式の柔軟な設計（カスタム性）は必要不可欠のインフラとして機能しています。

肢エ　○

「全株式に譲渡制限をつける（非公開会社）」だけでなく、「A種株式は譲渡自由（公開市場向け）、B 種株式は譲渡制限（特定の創業家向け）」といったように、**種類ごとに異なる譲渡制限の有無をミックスする**ことは、M&Aや資金調達の実務で頻繁に使われる柔軟な設計です。認められています（会社法108条1項1号）。

肢オ　×

もし公開会社（不特定多数の株主が出入りする会社）で「1株につき10個の議決権を持つスーパー株」が認められたら、市場で株を買い占めるだけで簡単に会社の乗っ取りが起きてしまい、一般投資家の保護や市場の公正さが完全に崩壊します。そのため、**公開会社においては、こうした「1株複数議決権」の株式を発行することは禁止**されています（会社法108条2項4号）。非公開会社であれば一定の条件で可能ですが、公開会社ではNGです。

1. 個別の「便利さ」よりも、市場全体の「予見可能性」

- 会社（特に公開会社）の株式は、見ず知らずの不特定多数の投資家が日々売買する「パブリックな市場（マーケット）」の上で流通しています。
- もし、「うちは特別に 1 株で 100 個の議決権がある変則的な株です」「経済的利益が一切ない謎の株です」といったルールが乱立したり、公開会社でそれがまかり通ったりしたらどうなるでしょうか？
- 投資家は「この株を買ったら自分の持分や議決権はどうなるんだ？」という予見可能性（計算の確実さ）を完全に失ってしまいます。ルールが複雑怪奇になりすぎると、市場全体の信頼が崩壊し、誰も安心して株を買えなくなってしまいます。

2. だからこその「原則（株式平等の原則・法定の種類）」への回帰

- だからこそ、会社法は例外的な種類株式（108 条）を認める一方で、その許容範囲にしっかりと歯止めをかけています。
- 「無理にルールを曲げてまで、一部のわがままや特殊なニーズを公開市場に持ち込ませる必要はない。市場の透明性と安全（誰もが安心して取引できるルール）を守る方が圧倒的に優先される」──この国策レベルの判断基準（公共の福祉や市場の秩序維持）が、先ほどの「公開会社における 1 株複数議決権の禁止」や「完全無配当株の禁止」といった厳格な制限の裏に流れています。